**○経済産業省
環境省告示第百四十二号**

経済産業省
国土交通省
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十三年七月二十八日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十三年八月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—130	メッツオ・ミネラルズ　LT96	メッツオ・ミネラルズ・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目14番地11号
NS—153	メッツオ・ミネラルズ　LT106	〃	〃
NS—173	メッツオ・ミネラルズ　LT1100	〃	〃
NS—174	メッツオ・ミネラルズ　LT1213	〃	〃
NS—175	メッツオ・ミネラルズ　LT125	〃	〃
NS—176	メッツオ・ミネラルズ　LT140	〃	〃
NS—177	メッツオ・ミネラルズ　LT300GP	〃	〃
NS—206	メッツオ・ミネラルズ　ST171	〃	〃
NS—207	メッツオ・ミネラルズ　ST352	〃	〃
NS—357	メッツオ・ミネラルズ　ST272	〃	〃
NS—370	メッツオ・ミネラルズ　LT1110	〃	〃
NS—371	メッツオ・ミネラルズ　LT200HP	〃	〃
NS—372	メッツオ・ミネラルズ　LT116	〃	〃

**○経済産業省
環境省告示第八号**

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第三十二条第三項の規定により、同条第一項の規定による指定を受けた再商品化等業務を行う法人である財団法人家電製品協会から、住所及び事務所所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二十二日

経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　江田　五月

一　変更後の財団法人家電製品協会の住所及び事務所所在地
　東京都千代田区霞ヶ関三丁目7番1号
二　変更日
　平成二十三年八月十六日

○防衛省告示第二百九号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十三年八月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十三年六月三日防衛省告示第百三十六号）	平成二十三年六月十日から同年八月三十一日まで	平成二十三年九月一日から同年十一月三十日まで
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十三年七月八日防衛省告示第百六十四号）	平成二十三年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十三年九月二十六日から同年十二月二十六日まで

○東北地方整備局告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道　四十八号　山形県東根市大字関山字女長坂地先から天童市大字久野本字旦原地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　KDDI株式会社　代表取締役社長　田中　孝司
　住所　東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認
四　管理の期間　平成二十三年八月四日から本協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第三百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市大手町一丁目七四番から同市大手町二丁目五三番まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月二十二日